



謹賀新年 本年も宜しくお願い申し上げます



## 2018年制度改正と経営

今年の制度改正等の中、経営の視点から3つに絞り込んでご案内したいと思います。

### 医療保険・介護保険報酬改正(4月)と

#### 改正介護保険法施行(4月・8月)

6年毎の医療と介護の同時報酬改正の年となります。今回は、地域包括ケアの推進を基礎とした『医療と介護の連携』が注目すべきポイントとなります。リハビリ機能の評価や、ターミナルケア(看取り)における介護職の関わり、更には介護医療院の創設など、医療と介護を組み合わせた『切れ目のないサービス提供』における役割分担が進みます。詳しくは、2月12日に予定されています当方主催の医業経営懇談会にてご確認ください。弊社担当者までご照会下さい。医療介護事業者のみならず、こうした報酬改正以上に大きな影響を社会に与えるのは、今年予定されている改正介護保険法の施行です。

4月には、介護予防・日常生活支援総合事業が市町村へ移管され介護保険者の行政企画能力が問われます。国は、この成果を市町村ごとに評価し、国から市町村への交付金に反映させることとしています。自治体は介護保険事業費の削減を目指し、サービスの抑制や要介護度認定の厳格化へと動く可能性があります。更に8月には介護保険サービスの自己負担率3割が発生します。結果、必要なサービスが受けられない、又は自ら抑制することにより、要介護者家族の介護負担が増加、働くことができなくなり介護離職へと繋がっていくことが懸念されています。人材不足に悩む経営者にとっては、社員又はその家族が介護の必要な状態になった時、会社としてこれをどう支えていくのか、働き続けられる雇用環境をどう作っていくのかが大きな経営課題となります。



### 労働契約法改正(2012年)・労働者派遣法改正(2015年)の影響による2018年問題

改正労働契約法では、5年「無期転換ルール」が定められ、2013年4月1日以降に有期労働契約を締結・更新した場合、2018年4月1日から労働者は有期契約から無期への転換を申し入れることができます。更に、改正派遣法で派遣社員の派遣期間の制限が見直され、派遣社員は同一職場で働けるのは3年となり、その最初の期限が2018年9月末です。パートタイマーやアルバイト、派遣社員などの雇用の見直しが必要となります。長期化、深刻化する人材不足の状況下、大手製造業での人材の流動化が発生する可能性があります。多様な雇用・勤務形態を提供できる中小企業にとっては、人材確保の大きなチャンスとなるかもしれません。

### 消費税10%増税(2019年10月予定)前の駆け込み需要

来年の消費税増税を前に、住宅、設備、機械等の大型投資関連産業の好況が継続、続伸する可能性があります。更に、昨年末にかけて転換点の様相が見えてきた消費が伸びれば、GDPの8割を占める消費と設備投資により経済成長率を押し上げる効果が期待できます。3%を超えて、オリンピック後のリバウンドに耐えられる『下駄』を確保できるかどうか注目します。政府及び日銀の金融政策が転換点を迎えれば、中小企業の資金戦略にとっても瀬戸際の年のような気がします。

2019年4月末には天皇が退位し、5月1日から元号が変更となります。また、G20サミットが大阪で開催されることになりました。2020年には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。こうした大きなイベントを前にした今年は、なんとなく気忙しい一年となりそうです。世の中の仕組みの大きな変化と合わせて、グローバル化の波が、かつてない強さとスピードでやってくるのは間違いのない事でしょう。昨年は、年明けの雪の災害で始まり、地震と豪雨災害、そして年の瀬も雪の災害で幕を閉じた一年でした。今年こそ、大過ない一年となりますように。(菅原治)

## お仕事カレンダー

1月 1日(月)	還付申告(所得税の確定申告)の受付開始(～3月15日)
1月10日(水)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(12月分) 一括有期事業開始届(建設業)の届出
1月22日(月)	源泉所得税の納期限の特例納付(前年7月～12月分)
1月31日(水)	11月決算法人の申告・納税、5月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・5月・8月決算法人消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 税務署へ法定調書の提出 市区町村への給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産に関する申告



## 労働基準監督署が担う役割とは

近年、労働基準監督署による、監督指導に対する企業の関心が高まっています。そこで今回は労働基準監督署が担っている役割と、実際の監督指導がどのように行われるのかについて、ご紹介します。

### 労働基準監督署内の組織

労働基準監督署内の組織は、その署の規模により違いはあるものの、以下の4つの課から構成されています。

監督課・・・労働基準法等の関係法令に関する各種届出の受付や、相談対応、監督指導を行う。

安全衛生課・・・機械や設備の設置に係る届出の審査や、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導を行う。

労災課・・・業務上、通勤途上における負傷等に対する労災保険給付等を行う。

業務課・・・会計処理等を行う。

ここ数年は、未払い残業や過重労働の問題が社会的に大きな関心を持っていることから、4つのうちでも特に監督課の業務に注目が集まっています。

### 労働基準監督署の臨検監督

労働基準法等の法令に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告等をきっかけとして、労働基準監督署が事業場に立ち入り、機械・設備や各種帳簿等を調査し、労働者の労働条件につい

て確認を行うことを「臨検監督」と呼んでいます。これにより、法令違反が認められた場合には、事業主等に対し是正の指導が行われます。また、危険性の高い機械・設備等について、その場で使用停止等を命ずる行政処分が行われることもあります。是正の指導が行われたときには、それを是正した上で報告を行わなければなりません。

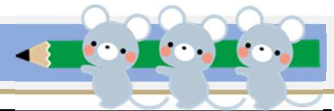
### 平成27年中の定期監督等と違反率

厚生労働省の「平成27年労働基準監督年報」( )によると、27年中に毎月一定の計画に基づいて実施する監督が主となる定期監督等を実施した事業場数は133,116件あり、このうち、何らかの法令違反があった事業場は92,034件で、違反率は69.1%となっています。違反率の高い順番は、労働時間に関するもの、安全基準、健康診断となっています。定期監督等のほか、労働者等からの申告に基づいて実施される申告監督は同年中に22,312件ありました。労働者の労働環境への意識はますます高まっています。企業も法令遵守の意識を高め、法令改正への対応等への取組を進めていくことが求められています。臨検監督は、原則、予告することなく実施されるため、労働基準監督官が突然、事業場に訪れます。事業主や担当者が不在のために、後日、日程調整を行うことになる場合もありますが、いつ臨検監督が行われても問題がないように、日ごろからの労務管理が重要です。

( )29年11月時点で最新の結果です。

(監修：三瓶博光)

## お 仕 事 備 忘 録



### 1. 平成30年1月から配偶者控除及び配偶者控除の取り扱いが変わります

平成29年度税制改正により、平成30年1月から、配偶者控除及び配偶者特別控除の対象者や控除額、源泉徴収における扶養親族等のカウント方法が変更されます。

また、これらの変更に伴い、給与所得者の扶養控除等申告書の様式が変更されています。

### 2. 平成30年1月1日から改正職業安定法が施行

労働者の募集を行う際に、試用期間や固定残業代などの労働条件の明示をこれまでよりも詳細に行うよう、指針の見直しが行われています。

### 3. 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。特に30年分から配偶者の記載対象者が変更されているため、要注意です。

また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

### 第25回 新春経営者セミナーのご案内

日時：2018年2月1日(木)  
 展示会：13:00～(企業PRブース展示)  
 セミナー：15:00～ 新年会：17:00～  
 場所：郡山ビューホテルアネックス 4F花勝見  
 会費：5,000円(お一人様)

### 第25回 医業経営懇談会のご案内

日時：2018年2月12日(月)  
 セミナー：13:00～  
 懇談会：17:00～  
 場所：ホテルハマツ 3F  
 会費：セミナー 3,000円(お一人様) 懇談会無料

参加のお申込みは弊社までご連絡ください!

024-944-9222